

どどんどん 坂城



開催日時 7月30日(土) 午後2時(予定)
場 所 びんぐしの里公園
内 容 ステージ発表、子ども広場、模擬店出店

- 花火打ち上げ(午後8時から10分程度予定)
- 踊り流しは実施しません。
- 詳細については、決定次第、町ホームページ等でお知らせします。

☆新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る国や県の指針等に
 従った感染症対策を講じます。
 ☆アルコール類の販売及び会場内
 での飲酒は禁止します。また、
 酒気帯びの方の参加はご遠慮く
 ださい。
 ☆熱中症対策の水分補給を除き、
 飲食エリア外での飲食は禁止し
 ます。

◎問い合わせ先
 町民まつり実行委員会事務局
 (商工農林課内)
 ☎82-3111 (内線154)
 直通75-6207

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

(ひとり親世帯以外分)



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人につき一律5万円の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

■支給対象者

下記の **1** または **2** または **3** のいずれかに該当する方

- 1** 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和4年度分の町民税均等割が非課税の方
- 2** 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等で、令和4年度分の町民税均等割が非課税の方（例：養育する児童が高校生のみの方）
- 3** 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合20歳未満）を養育する父母等で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の町民税均等割が非課税である方と同じ水準となっている方

※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれる新生児も対象となります。また、令和4年4月1日以降に児童手当または特別児童扶養手当の新規認定を受けた方も対象となりますが、申請が必要です。

■支給額

児童1人あたり5万円

■申請

上記 **1** に該当する方は**申請は不要**です。7月29日(金)に手当を振込む口座に振込み予定です。

上記 **2** **3** に該当する方は**申請が必要**です。

■申請期限

令和5年2月28日(火)

※令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定請求などをした方は令和5年3月15日(水)まで

詳細については、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 福祉健康課福祉係 ☎82-3111 (内線136) 直通75-6205

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
 坂城町企画政策課 ☎0268-82-3111
 直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307
 ■印刷 滝沢印刷合同会社

この広報誌は再生紙で作られています。

さかきまち すメール

— 配信情報 —

- 災害・防災情報
- 町からのお知らせ
- 安心・安全情報
- 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp

